

グループホームぬくもりの家今富

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会が設置運営するグループホームぬくもりの家今富(以下「事業所」という)において実施する、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等に必要な援助を行うものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
5. 当該サービスを提供するにあたっては、介護保険法ならびに、関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
6. 当該サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所への情報提供を行う。
7. 前項のほか、「市原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」「市原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	グループホームぬくもりの家今富
所在地	千葉県市原市今富678番地4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤・介護業務兼務)

管理者は、従業者の管理及びサービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1名以上(1名以上は介護支援専門員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、関係機関等や利用者家族との連絡・調整を行う。

介護支援専門員は、介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督する。

(3) 介護従業者 1ユニット8名以上・2ユニット16名以上(うち、各ユニット1名以上は常勤)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、日常的な健康管理を行い、医療サービスの必要な場合に適切な対応をするなどの医療連携体制を整備する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名とする。

内訳 2ユニット(1ユニットあたり 9名)

(介護等の内容)

第6条 事業所で提供する指定認知症対応型生活介護ならびに指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次の通りとする。

(1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助等

(健康管理)

第7条 看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じる。

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会等の確保等、援助の目標、目標達成のための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」)を作成する。

2. 計画作成担当は、介護計画の作成、変更に際しては、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容について説明し同意を得るとともに、利用者またはその家族に交付をする。

3. 計画作成担当者は、利用者に対し介護計画に基づき各種サービスを提供するとともに、その実施状況について評価を行う。
4. 計画の作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護ならびに指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2. 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護ならびに指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払い(償還払い)を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。
3. 次に掲げる項目については、介護報酬外料金として、別に毎月支払いを受ける。

(1) 家賃 月額 64,000円

(2) 食費 日額 1,800円 (おやつ代を含む)

一般食 朝食 450円 昼食600円 夕食570円 おやつ180円

現病を考慮する必要がある場合や嚥下機能の低下により、一般食の喫食が困難である場合には、別途、以下の費用が発生する。

・ソフト食 1食 200円

・やわらか食 1食 80円

・栄養補助食品 1食 120円

・とろみ剤 1袋(900g) 2,500円

(3) 水道光熱共益費 月額 21,000円

(4) 通院介助費 1時間 1,200円 1時間以上は10分ごとに200円

(施設出発から施設到着までの時間換算)

(5) 処方薬受け取り代行 1医療機関 1回500円(同日受け取った医療機関数×500円)

(6) その他日常生活費 実費

利用者が負担することが適当であると認められる個人の用に要する費用(清拭タオル、シャンプー、ボディソープ、おむつ等、個人消耗品など)

4. 敷金は入居時に150,000円を預かる。

敷金については、利用者の故意・過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還する。

また、未払い家賃等がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当することがある。敷金を超える費用が発生する場合は、実費清算徴収とする。

5. 月の途中における入退居については、家賃を日割り計算(暦日計算)とする。

6. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則として銀行口座引き落としとする。やむを得ない場合については振込み、現金払いによって指定期日までに受け取るものとする。

7. 利用料の支払いを受けた際には、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。
8. 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明し同意を得るものとする。
9. 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、文書により説明し同意を得るものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護又は要支援であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は、入居対象から除かれる。

また、入居後において以下に該当するような状態に置かれた場合には、退去していただく場合がある。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
 - (4) 自傷他害のおそれがある者
 - (5) 常時医療機関において治療する必要がある者
 - (6) 利用者又はその家族が、「入居契約書」「重要事項説明書」に記載する運営方針に賛同出来ない場合
- 2 入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。また、健康診断書の提出により、認知症以外の現病についても確認を行う。
 - 3 利用者が入院治療を要するような身体状況であり、サービスの提供が困難であると認められる場合には、他の適切な施設、医療機関を紹介する等、適切な措置を講ずる。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービスを提供者と密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、当該サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又は提携先協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2. 事業所は、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
3. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
4. 事業所は、利用者に対する当該サービス提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
5. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成する。

2. 災害に備え、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、避難の実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

2. 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。
3. 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護福祉関係機関、病院等との連携及び支援の体制を整える。

(苦情処理)

第15条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付相談窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者およびその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)に係る利用者からの苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村や国民健康保険連合会から求めがあった場合には、改善内容について求め先への報告を行う。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、業務上知り得た利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業者が業務上知り得た利用者又は家族の個人情報厳守する。介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、書面により利用者又は家族の同意を得る。
3. 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者または家族の個人の情報を漏らすことがないよう厳守するとともに、退職後においても同様の遵守事項とする必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、それを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

2. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2. 事業所は、サービスの提供にあたり、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地権者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
3. 事業所は、前項の報告、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のための研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後 1ヵ月以内

(2)経験に応じた研修 随時

2. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じる。
3. 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存する。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、平成16年 8月 1日から施行する。

付則 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

付則 この規程は、平成20年11月 1日から施行する。

付則 この規程は、平成21年 2月 1日から施行する。

付則 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

付則 この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。

付則 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

付則 この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

付則 この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。

付則 この規程は、令和 7年 8月 1日から施行する。